

以下の問題は、令和4年5月1日から施行された役務通達1（3）サの「特定類型」に関する実務能力認定試験用の参考問題です。

以下の問題を読んで、その正誤を答えなさい。なお、問題文にない事実は考慮しないこととします。

問題1．令和4年5月1日から施行されたみなし輸出の「特定類型」の規定は、役務通達1（3）用語の解釈のサの「取引」で規定されている。

問題2．役務通達では、特定類型に対して技術を提供する取引を「特定取引」と規定している。

問題3．特定類型の①から③までに該当する者は、居住者で、かつ法人を含む。

問題4．取引の相手方が特定類型に該当するか否かの確認については、役務通達の別紙1－3にガイドラインが示されている。

問題5．役務通達1（3）サに「取引とは、有償無償にかかわらず、取引当事者双方の合意に基づくものをいい、提供することを目的とする取引とは、取引の相手方に対して技術を対外的に提供すること自体を内容とする取引をいう。」と規定されている。

問題6．本邦にある大学Xの大学院生である日本人Aは、外国法人Yと雇用契約を締結し、その指揮命令に服し、日本の量子コンピュータに関する技術の獲得に努めている。この場合、日本人Aは、日本人なので特定類型①に該当しない。

問題7．日本人Aは、居住者で本邦法人Xの取締役であり、外国法人Yの取締役でもある。日本人Aは、外国法人Yとの間で、善管注意義務は、外国法人Yと本邦法人Xが競合する場合は、本邦法人Xを優先するとの契約を結んでいる。この場合、日本人Aは、特定類型①に該当する。

問題8．本邦にある大学Xの中国人留学生Aは、来日から7ヶ月を経過している居住者である。留学生Aは、数学の能力が極めて優秀なので、外国政府Yから留学資金の全額の提供を受けている。この場合、留学生Aは、特定類型②にあたる。

問題 9. 本邦にあるメーカー X は、最先端の AI 技術を有しており、外国政府 Y から資金の提供を受けている。この場合、メーカー X は、特定類型②にあたる。

問題 10. 本邦にある X 大学の A 教授（居住者）は、米国にある大学 Y と雇用契約を結び教授職を兼職している。なお、指揮命令・善管注意義務の扱いに関する合意はない。この場合、A 教授は、特定類型①に該当する。

問題 11. 本邦にある X 大学のシンガポール人大学院生 A は、来日から 6 ヶ月を経過し、居住者であるが、シンガポールにある法人 Y と雇用契約を締結し、プログラムを作成する仕事をしている。この場合、大学院生 A は、特定類型②に該当する。

問題 12. 役務通達 1（3）サの特定類型②では、「外国政府等から多額の金銭その他の重大な利益（金銭換算する場合に当該者の年間所得のうち（A）以上を占める金銭その他の利益をいう。）を得ている者又は得ることを約している者」と規定されている。（A）には、20%が入る。

問題 13. 特定類型でいう「外国政府等」には、輸出令別表第 3 に掲げる地域は除かれている。（キャッチオール規制は除く。）

問題 14. 本邦にある大学の外国人留学生 A は、来日から 7 ヶ月を経過している。留学生 A は、オリンピックの柔道の強化選手であることから、外国政府 X から留学資金の全額の提供を受けている。この場合、留学生 A は、柔道の強化選手なので、特定類型②にあたらない。

問題 15. 役務通達 1（3）サでは、特定類型③とは、「本邦における行動に関し外国政府等の指示又は依頼を受ける者」と規定されている。

問題 16. 本邦にあるメーカー X が、新製品の開発のために特定類型①に該当する社員 A に外為令別表の 9 の項に該当する技術資料 α を提供する場合は、役務取引許可が必要である。

問題 17. 本邦にあるメーカー X が、特定類型①に該当する社員 A に輸出令別表の 9 の項（7）に該当する暗号装置 α を国内で提供する場合、輸出許可が必要である。なお、社員 A は、暗号装置 α を国内で使用する。

問題 18. 本邦にあるメーカー X が、特定類型①に該当する社員 A に外為令別表の 6 の項に該当する製造技術が含まれている公開特許情報を提供する場合、役務取引許可は不要である。

問題 19. 本邦にあるメーカー X は、役務通達の「別紙 1-3 特定類型の該当性の判断に係るガイドライン」に従った確認をすれば、取引の相手方となる居住者（自然人に限る。別紙 1-3、別紙 1-4 及び別紙 3 において同じ。）に対して技術を提供するにあたり、当該居住者が特定類型に該当するかどうかにつき、通常果たすべき注意義務を果たしているものと解される。

問題 20. 本邦にあるメーカー X は、令和 4 年 5 月 1 日以降に雇用した居住者 A から役務通達の「別紙 1-3 特定類型の該当性の判断に係るガイドライン」に従った確認を行ったところ、居住者 A から特定類型には該当しないとの誓約書を入手したので、業務に必要な外為令別表の 9 の項に該当する技術資料を居住者 A に提供した。ところが、この誓約書の内容は虚偽で、後日、居住者 A が特定類型①に該当することが判明した場合、メーカー X は、居住者 A に対する無許可のみなし輸出として、罰則又は行政処分の対象となる。

問題 21. 居住者が本邦法人のほかに「当該本邦法人の議決権の 50% 以上を直接若しくは間接に保有する外国法人等」にも雇用される場合、当該居住者は当該外国法人等の強い影響を受けるものの、議決権の 50% 以上でつながれた関連会社の場合は、通常、グループ会社間の人事を目的とした兼業状態にあることから、日本の機微技術が外国に流出する蓋然性が低いと考えられるので、特定類型①の例外とされている。

問題 22. 特定類型①（イ）の合意は、（i）本邦法人と外国法人等・外国政府等又は（ii）兼業者と外国法人等・外国政府等の間で行う必要があり、本邦法人と兼業者の間ではない。

問題 23. 本邦法人が経済産業省から特定の社員（居住者）が特定類型に該当する旨の連絡を受けた場合であっても、客観的な根拠とともに反証できる場合は、当該連絡の対象になった社員を特定類型に該当しないものとして取り扱うことができる。

問題 2 4. 特定類型③は、本邦における行動に関して、外国政府等から指示又は依頼（契約や法律に依拠しないものを含む）を受ける居住者が該当する。

問題 2 5. 本邦法人 X は、米国法人 Y の取締役である A 氏を兼務のまま来週から取締役に迎える予定である。A 氏が米国在住である場合、本邦法人 X が、取締役会の場で、A 氏に対して、外為令別表の 9 の項に該当する技術資料を提供する場合、役務取引許可が必要である。

問題 2 6. 本邦法人 X は、米国法人 Y の取締役である A 氏を兼務のまま来週から取締役に迎える予定である。A 氏が本邦在住で居住者である場合、本邦法人 X が、取締役会の場で、A 氏に対して、外為令別表の 9 の項に該当する技術資料を提供する場合、役務取引許可は不要である。なお、指揮命令・善管注意義務の扱いに関する合意はない。

問題 2 7. 特定類型③に該当することが疑われる者については、経済産業省が技術の提供者である企業・大学等に連絡することが想定されている。

問題 2 8. 特定類型における「外国法人等」に、外国法人の本邦における支店も含まれる。

問題 2 9. 本邦法人である当社には、外国法人であって、当社のグループ会社ではない法人と従業員の地位を兼任している A 氏（居住者）がいる。当社と当該外国法人との間で、当社の指揮命令権が優先する関係にあることを合意している場合、A 氏は特定類型①に該当しない。

問題 3 0. 中国にあるメーカー X は、子会社である本邦法人 Y を有している。したがって、本邦法人 Y に雇用されている者は、特定類型①に該当する。

問題 3 1. 日本人 A（居住者）は、本邦法人 X の取締役であり、外国法人 Y の取締役でもある。日本人 A は、本邦法人 X との間で、善管注意義務は、外国法人 Y と本邦法人 X が競合する場合は、本邦法人 X を優先するとの契約を結んでいる。この場合、日本人 A は、特定類型①に該当しない。